

(新) クリアランス廃棄物管理システム整備費

54百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

平成17年の原子炉等規制法の改正により、原子力発電施設の解体に伴って発生する廃棄物のうち、クリアランスレベル以下の廃棄物(クリアランス廃棄物)であることが確認されたものについては、通常の産業廃棄物として再生利用や処分を行うことを可能とする「クリアランス制度」が創設され、平成18年度から実施されることとなった。

このクリアランス制度においては、クリアランス廃棄物の適正かつ円滑かつ適正な処理を確保するため、制度運用に関する主務大臣への意見陳述など環境大臣の関与が法律上位置づけられたところであり、この制度を適切に機能させるため、クリアランス廃棄物管理システムを整備・運用する。

2. 事業計画

(1) 連絡対応システムの構築

主務大臣からクリアランスに関する認可及び個別確認の結果の連絡を受けた際の連絡対応要領等を作成する。また、連絡結果等の情報を集約管理するデータベースを構築する。

(2) 実態把握システムの構築

クリアランス廃棄物の適正処理状況を把握するため、放射能レベル等の実態調査手法を確立し、地方環境事務所に放射能測定機器を整備する。

(3) 疑義対応システムの構築

確認結果に疑義が生じた場合の疑義対応要領を作成するとともに、疑義の発生に機動的に対応するための体制構築を行う。

3. 施策の効果

原子炉等規制法に基づく環境大臣の関与を適正に実施することにより、クリアランス廃棄物の適正かつ円滑な処理を実現する。